

立山北部小学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法、富山県いじめ防止基本方針、立山町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「立山北部小学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づいて、「未然防止・早期発見・対応」に努める。

2 基本的な考え方

いじめの本質は「人間虐待」である。

だからいじめは許されないのである。

被害者の傷は深く、人間性まで破壊していく行為である。この認識がなければ、いじめに対する対応の甘さが残り、結果として心の底からの反省がなく、根本解決が困難になる。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

3 方針

子供たちの出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努める。

- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 人権感覚を高める
- 温かい人間関係を築く
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
- 早期に発見し、的確な指導を行う

そのために

- 1 いじめほどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 児童・生徒間同士のトラブルやけんか等が発生したときに「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたる。
- 3 「いじめ発見のポイント」に基づいて、児童・生徒を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が大事である。
- 5 「この先生は私たち（児童生徒・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくることと等、相談体制の充実に努める。

<立山区域10・20いじめ防止アピール宣言>

た：大切ないのち 大切な仲間

て：手をさしのべて 見て見ぬふりしません

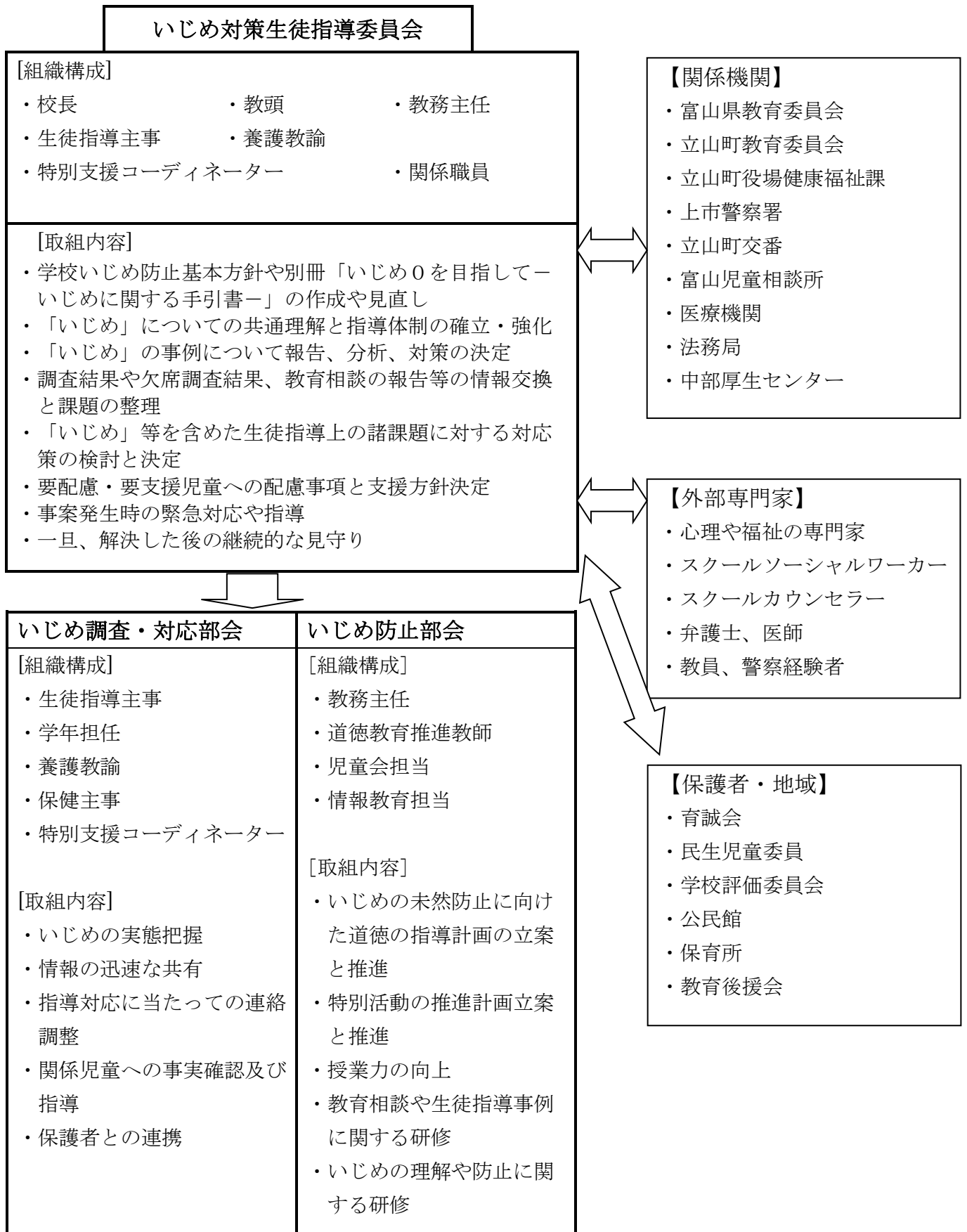
や：やめよう いじめ やめさせよう いじめ

ま：迷わずに相談しよう

くいき：区域みんなが応援団

(立山区域地域ぐるみ教育研究会)

4 いじめ防止等の対策のための組織



5 いじめ発生時の対応の流れ

